

## 利用規約

(名称)

選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証マーク利用規約

(前文)

選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証マーク利用規約(以下「本規約」という。)は、宮城県(以下「県」という。)の「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度実施要綱」(以下「実施要綱」という。)第5で定めた認証マークを使用するに際して、遵守すべき事項を定めたものです。

(権利帰属等)

第1条 認証マークに関する一切の権利(著作権, 商標権等を含む。)は、全て県に帰属します。

(使用者要件)

第2条 認証マークを使用できる者は、実施要綱第5の認証を受け、その認証期間を満了していない店舗(以下「認証事業者」という。)であって、認証マークの使用を希望する者(以下「使用者」という。)に限ります。

2 認証事業者以外は、原則として使用者となることができません。ただし、「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の取組を広く広報することを目的として、地方自治体や報道機関等が使用する場合などであって、県の許諾を受けた場合には、この限りではありません。

(認証マークの使用)

第3条 使用者は、以下の場合に限り、認証マークを使用することができます。

1 認証店舗への掲示に使用する場合

2 利用客への広告を目的として、認証店舗のホームページ、広告物、名刺及びその他印刷物等へ掲載する場合

2 前項第2号の使用のため、認証マークのデータを希望する使用者は、電子メールに必要事項を記入し、次のアドレス宛てに申請を行ってください。なお、申請は、認証マークを使用する店舗・施設ごとに行うものとします。

認証マークデータの希望申請先 : insyoku1@miyagi-ninsho.jp

3 前項の申請及び申請に必要な機器類は、使用者自らの判断と負担においてご用意ください。また、認証マークのデータは、無料で利用できますが、通信料等は使用者の負担となります。

(禁止行為)

第4条 認証マークの使用に当たり、以下の行為を禁止いたします。また、悪質な場合には、法的措置をとる場合があります。

1 発行された認証マークを第三者に貸与、譲渡、販売、又は再配布する行為

2 発行された認証マークを加工・編集・改ざんする行為※デザインの改変を含まない拡大・縮小による二次利用を除く。

- 3 発行された認証マークを他の商品名、サービス名、商標、マーク、企業名等の一部として使用すること。
- 4 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為
- 5 他人の権利又は財産若しくは人格的利益を侵害する行為
- 6 その他、県が不相当と認める行為

(使用者の責任)

第5条 使用者が、前条の禁止行為など本規約に違反して認証マークを使用していると県が認めた場合、県は使用者に対し、認証マークの使用停止、廃棄、認証の取り消し、その他県が必要と認める措置を求めるものとし、使用者はこれに応じるものとします。

(免責)

第6条 県は、発行した認証マークにつき、事実上又は法律上の瑕疵(安全性、信憑性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、権利侵害などを含まず。)が無いことを明示的にも黙示的にも保証しません。また、県は使用者に対して、かかる瑕疵を除去して認証マークを提供する義務を負いません。

2 認証マークの使用及び使用できなかったことによって生じたトラブルやその他の損害について、県及び県の委託業者は、故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。また、これらの情報等を利用して生じた使用者又は認証事業者又は第三者の損害に対して、県は一切の責任を負いません。

(本規約の改訂)

第7条 本規約は、県の判断で、あらかじめ通知することなく改訂される場合があります。本規約が改訂された場合は、認証制度専用ホームページ上に掲載した時から改訂後の内容が適用されるものとし、使用者は、変更後も認証マークを使用し続ける場合は、変更後の本規約に同意したものとみなします。

なお、変更後の本規約について同意できない場合、速やかに認証マークの使用を中止していただきます。

(準拠法及び管轄裁判所)

第8条 本規約は、日本法に準拠します。また、認証マークの利用に関して、県との間で紛争が生じた場合、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和3年6月23日制定

令和4年4月1日改定